

議案第190号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
	占用物件	占用料			占用物件	占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]	[略]	[略]	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]	[略]	[略]
	第2種電柱]	<u>2,700円</u>		第2種電柱]	<u>2,600円</u>
	第3種電柱		<u>3,600円</u>		第3種電柱		<u>3,500円</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
	第2種電話柱]	<u>2,500円</u>		第2種電話柱]	<u>2,400円</u>
	第3種電話柱		<u>3,400円</u>		第3種電話柱		<u>3,300円</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	地下に設ける変圧器	[略]	<u>930円</u>		地下に設ける変圧器	[略]	<u>890円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所]	<u>3,100円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所]	<u>3,000円</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
[略]	[略]		[略]	[略]			
広告塔	[略]	<u>10,000円</u>	広告塔	[略]	<u>8,500円</u>		
その他のもの	[略]	<u>3,100円</u>	その他のもの	[略]	<u>3,000円</u>		
法第	外径が0.07	[略]	<u>65円</u>	法第	外径が0.07	[略]	<u>63円</u>

32条第1項第2号に掲げる物件	メートル未満のもの]	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>93円</u>
	[略]		[略]
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>190円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>280円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>370円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>650円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>930円</u>
外径が1メートル以上のもの		<u>1,900円</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	[略]]	<u>3,100円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]		[略]
上空に設ける通路			<u>5,100円</u>
地下に設ける通路			<u>3,000円</u>
その他のもの			<u>3,100円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの]	<u>100円</u>
	その他のもの]	<u>1,000円</u>

32条第1項第2号に掲げる物件	メートル未満のもの]	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>89円</u>
	[略]		[略]
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>180円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>270円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>360円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>630円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>890円</u>
外径が1メートル以上のもの		<u>1,800円</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	[略]]	<u>3,000円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	[略]		[略]
上空に設ける通路			<u>4,300円</u>
地下に設ける通路			<u>2,600円</u>
その他のもの			<u>3,000円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの]	<u>85円</u>
	その他のもの]	<u>850円</u>

設				
道路 法施 行令 (昭 和2 7年 政令 第4 79 号。 以下 「令 」と いう。)第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	<u>1,000円</u>
		その他のもの	[略]	<u>10,000円</u>
	標識		[略]	<u>2,500円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>100円</u>
		その他のもの	[略]	<u>1,000円</u>
	幕 (令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>100円</u>
		その他のもの	[略]	<u>1,000円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>10,000円</u>
		その他のもの		<u>5,100円</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		[略]	<u>3,100円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		[略]	<u>1,000円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>310円</u>	
令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除	[略]	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	

設				
道路 法施 行令 (昭 和2 7年 政令 第4 79 号。 以下 「令 」と いう。)第 7条 第1 号に 掲げ る物 件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	<u>850円</u>
		その他のもの	[略]	<u>8,500円</u>
	標識		[略]	<u>2,400円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>85円</u>
		その他のもの	[略]	<u>850円</u>
	幕 (令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>85円</u>
		その他のもの	[略]	<u>850円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>8,500円</u>
		その他のもの		<u>4,300円</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		[略]	<u>3,000円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		[略]	<u>850円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>300円</u>	
令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除	[略]	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	

掲げる施設	く。)に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	[略]		[略]
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	[略]	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額

掲げる施設	く。)に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	[略]		[略]
	その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	[略]	Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">その他のもの</td> <td style="width: 70%; text-align: center;"> $A \times \frac{0.03}{3}$ を乗じて得た額 </td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	その他のもの	$A \times \frac{0.03}{3}$ を乗じて得た額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">その他のもの</td> <td style="width: 70%; text-align: center;"> $A \times \frac{0.03}{4}$ を乗じて得た額 </td> </tr> </table> <p>備考 [略]</p>	その他のもの	$A \times \frac{0.03}{4}$ を乗じて得た額
その他のもの	$A \times \frac{0.03}{3}$ を乗じて得た額				
その他のもの	$A \times \frac{0.03}{4}$ を乗じて得た額				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であつて、占用期間が1年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。